

個人番号通知書及び通知カードの手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。）第7条に定める個人番号通知書に係る手続のほか、改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第7条に定める通知カードに関し、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（令和元年5月31日法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）附則第6条の規定によりなお従前の例によるとされた手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(返戻された個人番号通知書)

第2条 個人番号通知書が返戻されてきたときは、住民票記載事項の確認を行い、本人又はその代理人に来庁させ、若しくは再度簡易書留郵便で本人に送付し、交付するものとする。ただし、次に掲げるいずれかの場合においては、個人番号通知書の返還登録を行ったうえでシュレッダー等適切な方法で廃棄する。

- (1) 他の市町村への転出を確認した場合
- (2) 住民票が消除されている場合
- (3) 3ヶ月程度保管したうえで交付できない場合（市民課長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。）

2 返戻された個人番号通知書の受け取りをしようとする者は、「返戻された個人番号通知書受取申出書」（様式第1号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所に提出しなければならない。ただし、返戻された個人番号通知書の再送付の申出は、電話による受付も可能とする。その場合、「返戻された個人番号通知書受取申出書」（様式第1号）は市職員が記載する。

3 前項に規定する届出を行うときは、次に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）を提示させることにより、本人であることを確認する。

- (1) 運転免許証
- (2) 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- (3) 旅券
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真有のものに限る。）
- (6) 療育手帳
- (7) 在留カード（顔写真有のものに限る。）

- (8) 特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）
- (9) 一時庇護許可書
- (10) 仮滞在許可書
- (11) 住民基本台帳カード（顔写真有のものに限る。）
- (12) 個人番号カード（代理人による手続きに限る。）
- (13) 電気工事士免状
- (14) 無線従事者免許証
- (15) 動力車操縦者運転免許証
- (16) 運航管理者技能検定合格証明書
- (17) 宅地建物取引士証
- (18) 船員手帳
- (19) 戦傷病者手帳
- (20) 海技免状
- (21) 教習資格認定証
- (22) 検定合格証（顔写真有のものに限る。）
- (23) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真有のものに限る。）
- (24) 猟銃・空気銃所持許可証
- (25) 特種電気工事資格者認定証
- (26) 認定電気工事従事者認定証
- (27) 耐空検査員の証
- (28) 航空従事者技能証明書
- (29) 小型船舶操縦免許証

4 前項に規定する書類の提示が困難であると認められた場合は、次に掲げる書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）のうち2点とする。

- (1) 前項に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- (2) 国民健康保険被保険者証
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 船員保険被保険者証
- (5) 介護保険被保険者証
- (6) 後期高齢者医療被保険者証
- (7) 共済組合員証
- (8) 年金手帳
- (9) 各種年金証書
- (10) 恩給証書
- (11) 学生証
- (12) 法人が発行した身分証明書

- (13) 生活保護受給に係る証明書
 - (14) 基礎年金番号通知書
 - (15) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無のもの）
 - (16) 在留カード（顔写真無のもの）
 - (17) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
 - (18) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等に係る受給者証
 - (19) 母子健康手帳
 - (20) 預金通帳、豊中市立図書館の利用者カード、住民票コード通知票、医療機関の診察券、キャッシュカード、クレジットカード、交通機関の定期券、成人識別ICカード t a s p o、運転経歴証明書（平成24年3月31日までに交付されたもの）のうち1点
- 5 第2項の届出を自ら提出することができないときは、代理人により提出することができる。この場合において、前2項の規定に加え第1号及び、第2号又は第3号に掲げる書類を提示し、若しくは提出させることにより、代理人の代理権を確認することとする。
- (1) 代理人が本人であることを確認できる書類（前2項に規定する書類）
 - (2) 代理人が任意代理人である場合は、申請者本人から第2項の届出を委任された事実を確認できる書類
 - (3) 代理人が法定代理人である場合は、その資格を証明する書類（市の公簿により、又は他市町村に電話照会を行ったうえで他市町村の公簿により法定代理人であることが確認できるときは、書類の提示を省略することができる。）
- 6 代理人が同一世帯員の返戻された個人番号通知書の交付を受ける場合は、前項の規定に関わらず、本人及び代理人の本人確認をもって代理権の確認をしたものとみなす。
(通知カードの紛失)
- 第3条 デジタル手続法によりなお従前の例によるとされた改正前の法第7条第6項の届出は、「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」（様式第4号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ提出、又は電話により行うものとする。電話による届出の場合、「通知カード個人番号カード紛失届・廃止届」（様式第4号）の記載は市職員により行うものとする。
- 2 第1項の届出を受けたときは、「カード紛失届記録簿」（様式第5号）に記録する。庄内出張所又は新千里出張所で受け付けをした当該届出書は、市民課へ送付する。
- 3 「通知カード・個人番号カード紛失・廃止届」（様式第4号）は、通知カードの再交付申請書、個人番号カードの交付・再交付申請書、個人番号指定請求書又は発見した旨の届出のいずれかが提出されるまで永年保存とする。
(通知カードを発見した旨の届出)
- 第4条 紛失届を提出した者又はその代理人から通知カードを発見した旨の届出を受けた

ときは、発見した通知カードに加え、届出人に対して、第2条第3項又は第4項に規定する書類の提示を求めることとする。

- 2 前項の届出を受けたときは、当該紛失届及び「カード紛失届記録簿」（様式第5号）にその旨を記載する。

（通知カードの返納）

第5条 デジタル手続法によりなお従前の例によるとされた改正前の法第7条第7項の返納は、「通知カード個人番号カード返納届」（様式第6号）により届け出るものとする。

- 2 通知カードの交付を受けている者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、通知カードを添えて、前項の届出を市民課、庄内出張所又は新千里出張所のいずれかの窓口へ提出、又は郵送により届け出ることとする。ただし、他の届出等と併せて通知カードの返納があったときは、当該届出書に通知カードの返納を行う旨を記載することにより「通知カード個人番号カード返納届」（様式第6号）の提出に代えることができる。

- （1）本人の請求又は職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定により、通知カードの返納を求められたとき。
- （2）通知カードの再交付を受けた場合において、紛失した通知カードを発見したとき。
- （3）券面事項変更後、通知カードの誤交付により、通知カードの返納を命ぜられたとき。
- （4）住民票が消除されたとき（転出したとき、死亡したとき、又は日本国籍の取得・喪失を除く。）。
- （5）国外に転出したとき。

- 3 前項第5号に規定する通知カードの返納を受けたときは、当該通知カードの追記欄等に転出届の届出の年月日及び「国外転出により返納済み」等の記載をし、職印を押した上で、返納した者に還付する。

- 4 第1項の届出を受けたときは、「カード返納届記録簿」（様式第7号）に記録する。

（通知カードの廃棄）

第6条 個人番号カードの交付に伴い回収した通知カード、第2条第1項、第5条第2項及び前条第4項の規定により回収した通知カードは、シュレッダー等適切な方法で廃棄する。第5条第4項に記録した通知カードを廃棄したときは、「カード返納届記録簿」（様式第7号）の、カード廃止・廃棄・回収日を記録する。

（申請書の保存）

第7条 この要綱に規定する様式は、第5条第3項の規定により永年保存とするものを除き、その受理した日の属する年度から10年間保存するものとする。

（関係機関への連絡）

第8条 通知カードの不正取得又は偽造（変造を含む。）の事実を確認したときは、直ちに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）及び大阪府への報告、捜査機関への通報をそれぞれ定められた方法により行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月5日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月17日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月5日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月25日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。